慶沢園管理運営業務委託

（公募型プロポーザル）

様　式　集

|  |  |
| --- | --- |
| 【様式１】 | 現地説明会参加申込書 |
| 【様式２】 | 質問書 |
| 【様式３】 | 公募型プロポーザル参加申請書 |
| 【様式４】 | 公募型プロポーザル参加にかかる誓約書 |
| 【様式５】 | 平成26年度以降の植物管理に関する業務実績調書 |
| 【様式６－１】 | 業務委託特別共同企業体結成届 |
| 【様式６－２】 | 業務委託特別共同企業体協定書 |

【様式１】

## 慶沢園管理運営業務委託に関する現地説明会参加申込書

令和　　年　　月　　日

大阪市建設局公園緑化部調整課企画運営担当宛

（E-mail：la0149@city.osaka.lg.jp）

慶沢園管理運営業務委託募集要項（公募型プロポーザル）に基づき、次のとおり現地説明会への参加を申し込みます。

【基本情報】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 応　募　者 | 法人名 |  |
| 所在地 | 〒　　　　-　　　　 |
| 代表者名 |  |
| 担　当　者連絡先 | 氏名 |  | 所属部署 |  |
| 電子メールアドレス |  |
| 電話番号 |  |
| ファックス番号 |  |

【現地説明会について】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 参加予定者 | 参加予定者氏名 | 所属・部署・役職等 |
|  |  |
|  |  |

※説明会に出席する人数は、１グループにつき２名以内として下さい。

※本申込書は、メールにて送付（件名は「慶沢園プロポーザル・現地説明会（法人名）」）して下さい。

【様式２】

## 慶沢園管理運営業務委託に関する質問書

法人等名称（　　　　　　　　　　　　）

担当者及び連絡先

部　署：

担当者：

電　話：

E-mail：

|  |  |
| --- | --- |
| 質問箇所 | 質問事項 |
| *（例）**募集要項○ページ**２（１）**など* | *（要点のみ簡潔に記載すること）* |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

≪注意事項≫

* 電子メールにより提出すること。

提出先：la0149@city.osaka.lg.jp

提出期限：令和６年９月20日（金）17時30分

* 電子メールの件名は【質問：慶沢園管理運営業務委託プロポーザル（会社名）】とすること。

# 【様式３】

## 公募型プロポーザル参加申請書

令和　　年　　月　　日

大阪市建設局長　様

 　　 住所又は事務所所在地 　　 商号又は名称

氏名又は代表者氏名

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |  |  |

大阪市入札参加資格承認番号

　次の案件にかかる公募型プロポーザルに参加したいので、別紙の資料を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付資料の記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

１　案件名称

　　慶沢園管理運営業務委託

２　提出資料

・公募型プロポーザル参加申請書【様式３】

・公募型プロポーザル参加にかかる誓約書【様式４】

・会社概要書（様式自由）

３　担当者連絡先

所属部署名　　 　　　　　　　　　氏　名

電話番号 　　　 　　　　　　　　　ＦＡＸ番号

E-mail

# 【様式４】

## 公募型プロポーザル参加にかかる誓約書

令和　　年　　月　　日

大阪市建設局長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　住所又は事務所所在地

商号又は名称

氏名又は代表者氏名

　慶沢園管理運営業務委託の公募型プロポーザルに参加申請を行うにあたり、次に掲げる事項を誓約します。

【誓約事項】

　１　申請内容に変更が生じた場合、受付期限までに速やかに担当部署へ報告します。

　２　虚偽の申請があった場合は、提出した書類等が無効になることに同意します。

　３　参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた場合については提出した書類等が無効になることに同意します。

　４　業務委託決定後は担当部署と十分に調整を図るとともに、誠意をもって必ずこれを履行します。

担当者連絡先

所属部署名

氏　名

電話番号

# 【様式５】

・平成26年度以降の植物管理に関する業務実績調書

|  |  |
| --- | --- |
| 業務名 |  |
| 契約金額 |  |
| 履行期間 |  |
| 発注機関名住所TEL |  |
| 業務の概要 |  |
| 業務の特徴 |  |

注１：業務の概要及び業務の特徴については、具体的に記述すること。

注２：企業が業務を実施したことを証明できる契約書、特記仕様書などの写しを添付すること。

また、必要に応じて業務の内容がわかる成果品の一部または全部も添付すること。

# 【様式６－１】

令和　　年　　月　　日

業務委託特別共同企業体結成届

大阪市建設局　様

共同企業体の名称

○○・○○特別共同企業体

構成員（代表者）住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　会社名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者

構成員　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　会社名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者

この度、下記業務を受託するため、特別共同企業体を結成しましたので、業務委託特別共同企業体協定書の写しを添えて結成届を提出します。なお、この届および添付書類の全ての記載事項は、事実と相違のないことを誓約します。

記

１　業務名

慶沢園管理運営業務委託

# 【様式６－２】

業務委託特別共同企業体協定書

（目的）

第１条　当共同企業体は、次の業務を共同連帯して行うことを目的とする。

　一　○○発注に係る○○業務(当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下「○○業務」という。)

　二　前号に附帯する業務

（名称）

第２条　当共同企業体は、○○共同体（以下「共同体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条　共同体は、事務所を○○市○○町○○番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条　共同体は、令和　　年　　月　　日に成立し、○○業務の委託契約の履行後○カ月を経過するまでの間は、解散することができない。

（注） ○の部分には、例えば３と記入する。

２　○○業務を受託することができなかったときは、共同体は、前項の規定にかかわらず、当該○○業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第５条　共同体の構成員は、次のとおりとする。

　　　　○○県○○市○○町○○番地

　　　　　○○株式会社

　　　　○○県○○市○○町○○番地

　　　　　○○株式会社

（代表者の名称）

第６条　共同体は、○○株式会社を代表者とする。

（代表者の権限）

第７条　共同体の代表者は、○○業務の履行に関し、共同体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって業務委託料（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び共同体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

２　構成員は、成果物（契約書に規定する指定部分に係る成果物及び部分引渡しに係る成果物を含む。）等について、契約日以降著作権法（昭和45年法律第48号）第2章及び第3章に規定する著作者の権利が存続する間、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、共同体の代表者である企業に委任するものとする。なお、共同体の解散後、共同体の代表者である企業が破産または解散した場合においては、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、代表者である企業以外の構成員である一の企業に対しその他の構成員である企業が委任するものとする。

（分担業務）

第８条　各構成員の○○業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更増減があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

　　　　○○○の○○業務　　○○株式会社

　　　　○○○の○○業務　　○○株式会社

２　前項に規定する分担業務の価額（運営委員会で定める。）については、別に定めるところによるものとする。

（運営委員会）

第９条　共同体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、○○業務の履行に当たるものとする。

（構成員の責任）

第10条　構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担業務の進捗を図り、委託契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条　共同体の取引金融機関は、○○銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

（構成員の必要経費の分配）

第12条　構成員はその分担業務を行うため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

（共通費用の分担）

第13条　本業務を行うにつき発生した共通の経費等については、分担業務額の割合により運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

（構成員の相互間の責任の分担）

第14条　構成員がその分担業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

２　構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

３　前２項に規定する責任について協議がととのわないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

４　前３項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する共同体の責任を免れるものではない。

（権利義務の譲渡の制限）

第15条　本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

（業務途中における構成員の脱退）

第16条　構成員は、共同体が○○業務を完了する日までは脱退することはできない。

（業務途中における構成員の破産または解散に対する処置）

第17条　構成員のうちいずれかが業務途中において破産または解散した場合においては、発注者の承認を得て、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。ただし、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存構成員全員及び発注者の承認を得て、新たな構成員を当該共同体に加入させ、当該構成員を加えた構成員が共同連帯して破産または解散した構成員の分担業務を完了するものとする。

2　前項の場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

（解散後のかしに対する構成員の責任）

第18条　共同体が解散した後においても、当該業務につき瑕疵があったときは、各構成員

は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第19条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

○○株式会社外○社は、上記のとおり○○共同体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書○通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

　　　　　　　年　　月　　日

○○株式会社

代表取締役　○ ○ ○ ○

○○株式会社

代表取締役　○ ○ ○ ○